

## 広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 北但行政事務組合(以下「組合」という。)が行う熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設(以下「施設」という。)の整備にあたり、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取組みについて検討するため、広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し検討するものとする。

啓発機能等施設の整備計画に関すること。

施設周辺環境の保全方針等に関すること。

その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、組合管理者が委嘱する。

施設に関し学識経験を有する者

自然環境に関し学識経験を有する者

地元地区(森本区・坊岡区)から選出された者

環境衛生団体等の関係者

市民・町民

組合構成市町の職員

2 前項第5号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は前条第1項第1号に掲げる者のうちから、副委員長は同項第2号に掲げる者のうちから委員会で互選する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができ

ない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、公開する。

2 委員会の会議において使用した資料及び会議の概要は、組合ホームページ等において公開する。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、会議において使用した資料又は会議の概要を公開することが適当でないときと委員会が認めるときは、公開しないことができる。

4 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会傍聴要領の例による。

(専門部会)

第8条 委員会に専門の事務を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会長は会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるときには、その職務を代理する。

6 専門部会の招集及び運営方法等は、委員会の例によるものとする。

(委員の報償)

第9条 委員の報償は、北但行政事務組合謝金及び実費弁償支給基準の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合施設整備課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(試行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

## 広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会組織

要綱第4条第1項による区分	委員数
施設に関し学識経験を有する者	2人
自然環境に関し学識経験を有する者	2人
地元地区（森本区・坊岡区）から選出された者	2人
環境衛生団体等の関係者	3人
市民・町民（公募）	3人
組合構成市町の職員	1人
合 計	13人

## 広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第6条第4項に基づき、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公開の基準)

第2条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

公開することにより、プライバシーを侵害するおそれがある場合  
公開することにより、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある場合又は、事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合  
公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかに予測される場合

### (委員会開催の周知)

第3条 委員会の開催の周知については、次のとおりとする。

委員会の開催日時、場所等は、開催のおおむね1週間前までに公表するものとする。ただし、開催が急を要した場合は、開催日までとする。

前項の規定による事前公表は、開催日時、場所、問い合わせ先等を明記した組合ホームページに掲載することにより行うものとする。

### (傍聴できる者)

第4条 傍聴できる者は、次のとおりとする。

豊岡市・香美町・新温泉町（以下「1市2町」という。）内に住所を有する者

1市2町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

1市2町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

1市2町内に存する学校に在学する者

報道関係者

から に掲げる者のほか、特に委員長が認める者

### (傍聴の手続)

第5条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人受付簿（別記様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 受付においては、傍聴人の遵守事項等を記載した書面及び会議次第を配布するものとする。

### (傍聴席以外の入場の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者  
張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者

笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第9条の規定により、委員長の許可を得た場合を除く。)

酒気を帯びていると認められる者

前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 傍聴席が満席となった場合は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

示威的行為をしないこと。

携帯電話等の通話機器の電源を切ること。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真の撮影等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(指示)

第10条 傍聴人は、委員長・事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の場合には速やかに退場しなければならない。

委員長が会議を公開しない旨を宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

傍聴人が、この要領に違反したことに対する委員長の命令に従わないとき。

2 前項第2号の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることとは

できない。また、以後においても傍聴席に入ることはできないことがある。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 27 日から施行する。



## 広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会傍聴遵守事項等（傍聴者用）

### 1．傍聴の手続

傍聴の受付は、委員会の10分前からとする。

### 2．傍聴できる者

豊岡市・香美町・新温泉町（以下「1市2町」という。）内に住所を有する者

1市2町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

1市2町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

1市2町内に存する学校に在学する者

報道関係者

からに掲げる者のほか、特に委員長が認める者

### 3．傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴できません。また、傍聴席が満席となった場合は、傍聴席に入ることができません。

銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者

笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（委員長の許可を得た場合を除く。）

酒気を帯びていると認められる者

前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

### 4．傍聴人の遵守事項

傍聴人は傍聴席にある時は、静粛を旨とすること。

会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

示威的行為をしないこと。

携帯電話等の通信機器の電源を切ること。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。  
不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。  
前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

#### 5．指示

傍聴人は、委員長及び事務局職員の指示に従うこと。

#### 6．傍聴人の退場

傍聴人は、委員長が会議を公開しない旨を宣言し、傍聴人の退場を命じたときには速やかに退場しなければなりません。

#### 7．会議の秩序維持

傍聴人は、この要領に違反したときは、これを注意し、なお改めないときは、退場とします。一度退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできません。また、以後においても傍聴席に入ることはできない場合があります。